愛知工業大学研究報告 第33号A 平成10年

"Truth for its own Sake" シャーロット・プロンテの『ヴィレット』における 反カトリシズム(2)

"Truth for its own Sake" Anti-Catholicism in Charlotte Brontë's Villette (2)

森 ゆかり Yukari MORI

Abstract Part II of this essay focuses on the Roman Catholic "Lies" and "Falsehood" in its moral theological aspects, as conceived by Brontë and by the Protestant polemists in Mid-Victorian England. Section III discusses lies ("formal lies") and falsehood ("material lies") in the Catholic moral theology. It was said that the guilt incurred in each case was distinguished by the presence or absence of the justifiable causes ("ex justa causa"). Protestant critics, such as Charles Kingsley, were strongly offended by this distinction since they mistakenly supposed that "Truth for its own sake" was not a virtue pursued by the Catholic faithful. As for other misleadings of non-verbal kinds, Catholic rules of conduct were also objectionable to the English Protestants because they allowed "material simulations" (non-verbal misleadings with justifiable causes). Section III summarizes varieties of "material lies" and "material simulations" so tactfully deployed by Madame Beck and Father Silas in *Villette*. Lastly, Section IV examines that Father Silas applied the same principle of "ex justa causa" to the use of knowledge obtained by the confessionals. Lucy's refusal to disclose the content of her own confession seems to indicate her indirect reproach to Fr. Silas for his violation of the sacramental seal.

III. 「噓」と「虚偽」

ヴィクトリア朝英国反カトリシズムに関する先駆 的研究であるBest (1967)は、当時の反カトリシズ ムが、ローマ・カトリックを真理の敵であると認識 していたことを指摘する。即ち、英国ブロテスタン ト宗教改革以来カトリックが事実上非合法化されて いた迫害時代には、プロテスタント英国国教会の首 長である国王への忠誠は、カトリックの首長である ローマ教皇への忠誠と本来的に矛盾するものであ り、カトリック信仰自体が、その本質規定上、英国 の政治的かつ宗教的根本原理と対立するものであっ たためである。しかも、英国国教会内で要求されて

愛知工業大学 基礎教育系 (豊田市)

いた『三十九箇条』をはじめとする各種宣誓に関し て、カトリック司祭は、信徒に対し特別免除 (dispensations)を与えることができ、生命や財産に 対する危険を伴う不都合な宣誓をしなければならな い際に生じる罪科を免除したのである。¹カトリッ クの宣誓は信頼できないというこの偏見は、英国で 1829年カトリック解放令が発効し、宣誓に関する 危険の多くが法律上存在しなくなった後も長くブロ テスタント英国に残存し、1864年には以下に引用 するキングズリの悪名高い論評が出る背景を構成し ているのである。

Truth, for its own sake, had never been a virtue with the Roman clergy. Father Newman informs us that it need not, and on

the whole ought not to be; that cunning is the weapon which Heaven has given to the saints wherewith to withstand the brute male force of the wicked world which marries and is given in marriage.²

上記はWhig史観を代表するJ.A. Froude、*History* of Englandの書評として書かれたものだが、ヴィク トリア朝の反聖職者主義偏見が、主として、真理を めぐる問題に関するものであることをよく表してい る。ここで槍玉に上げられたニューマンとの論争 が、ニューマンのApologia Pro Vita Sua (1864)執 筆のきっかけとなったのだが、Villetteにおける反力 トリシズムを扱ったLawson (1991)では、この論争 が1864年と、Villette執筆以後のものであるため、 論点の類似を指摘するのに留まり、詳しい分析をそ れ以上進めていない³のは残念である。なぜならキ ングズリが引用・反論している論点の一部は、ニュ ーマンがカトリック位階制復興直後に行った講演、 例えば上述の Certain Difficulties 等に基づいている からである。

キングズリは書評について抗議書簡を送ってきた ニューマンに対し、パンフレット"What, then, does Dr. Newman Mean?"(1864)を公にして論争を継続 する。ここでキングズリは、聖座より1818年列福、 1839年列聖、1871年にはその倫理神学上の功績の ため教会博士と宣言されることとなる(論争の時点で はそうでない)レデンブトール会創立者、聖アルフォ ンソ・マリア・デ・リグオーリの名を挙げて、カト リック倫理神学は嘘や、特にあいまいな言葉の使用 に関して弛緩であると非難する。4 リグオーリは当 時、列聖、列福といった聖座の正統性承認を受けた 直後であり、彼が生前教皇不可謬性、ウルトラモン タニズムを信奉していたこと、また実際各国でのリ グオーリ倫理神学導入が、ウルトラモンタニズム浸 透の印でもあったため、⁵英国プロテスタントとの論 争上、格好の標的となっていたのである。 6この冊子 の中でもキングズリは改めて以下のコメントを加え る。

Truth was not a virtue for its own sake, but only for the sake of the spread of 'catholic opinions', and the 'salvation of their own souls'; ... and cunning was the weapon which Heaven had allowed to them to defend themselves against the persecuting Protestant public \dots^7

キングズリによると、カトリックの倫理神学で は、命題が偽であるか、または、ある言明がその発 話者の意図と一致しない嘘の場合、更に、発話者の 意図していない別の解釈が聞き手を誤解させる "equivocation" (あいまいな言葉の使用)の場合に も、相手の魂の救済やカトリック宣教等、何か正当 な理由があれば、これらの虚偽が許されているのだ という。命題の真理値が偽であっても、正当な理由 ("ex justa causa")がある場合には、虚言 ("falsiloquium")としてて許容され、正当な理由の 無い偽の命題が嘘("mendacium")とされて罪科を問 われるのならば、嘘と虚言を区別するのは、正当な 理由があるかどうかに依存し、徳としての真理自体 がないがしろにされてしまうのではないか、という のが、キングズリの論点である。カトリック倫理神 学で正当な理由("ex justa causa")と見なされるもの には、生命の危険を回避する、相手の魂を救済す る、カトリック宣教の為、などがここで挙げられて いるが、何をもって正当な理由とするのか、この原 理が乱用されないという保障は何もないのである。 この点は、マダムベックとシラー神父が虚言を使用 する際にも、問題とされる点である。

上記キングズリの論点に対し、ニューマンがどの ような反駁をしたのか見てみよう。まず嘘について だが、正当な理由がある場合に嘘をつくことを許容 するのは、何もカトリック倫理神学に限ったことで はなく、Jeremy Taylor、Milton、Paley、 Johnson等、英国国教会の人々も認めていることで あり、この点リグオーリだけが批判の対象になって いるのは公平を欠くと論駁する。⁸しかしながらリ グオーリが正当な理由の存在する時に、 "equivocation"を認めている点については、ニュー マンもこれを受け入れ難く感じており、これが英国

マンもこれを受け入れ難く感じており、これが英国 人のカトリック不信の一つの原因となり得ることを 率直に認めている。

... as to playing upon words, or equivocation, I suppose it is from the English habit, but, without meaning any disrespect of a great Saint, ... I admit it as little as the rest of my countrymen: and without any reference to the right and the wrong of the matter, of this I am sure, that, if there is one thing more than another which prejudices Englishmen against Catholic Church, it is the doctrine of great authorities on the subject of equivocation. For myself, I can fancy myself thinking it was allowable in extreme cases for me to lie, but never to equivocate.⁹

ニューマンは更にApologiaの別の箇所で、イタリア 人の性格のよき部分は尊敬するものの、あいまいな 言葉の使用については、"I like the English rule of conduct better"¹⁰と自身の見解を述べている。但し ここでニューマンも言及している様に、リグオーリ が自分に課した厳しい倫理基準と、告解等自らの司 牧経験から体系付けた比較的ゆるやかな倫理神学と は区別されるべきである。11不幸なことに、キング ズリをはじめとするプロテスタント英国論壇におい ては、倫理神学の体系と実際の行動規範が混同さ れ、リグオーリの倫理神学が、カトリック教会で採 用されている実際の行動規範であると誤解されてし まったために、カトリック国のラテン・イタリア人 は嘘つきであり、英国人はその正直さを誇りとする 誤った民族的偏見が導き出されてしまったのであ る。12

さて、以上の点を踏まえた上でVilletteにおいてカ トリックと『嘘』、『虚偽』がどのように結び付け られているのかを見てみよう。以下に引用するの は、マダム・ベックの寄宿学校に職を得て間もない 頃のルーシーが、ラバスクール(ペルギーがモデル となっている)の女達について、これまた辛らつな 寸評をする場面である。ラバスクール女達は良心の 痛みもなく、平気で嘘をつくと彼女は言う。シャー ロットはここでもカトリック・ベルギー人への偏見 を隠さないが、この偏見もまた上記キングスリの民 族的偏見と共通の根を持つことは、これまでの議論 が明らかにしたところである。ルーシーは、カト リックにとって嘘は小罪に過ぎず、小説を読んだ り、ミサに与らなかったりする方がうんと罪科が重 いと言うのである。

Whenever a lie was necessary for their

occasions, they brought it out with a careless ease and breadth altogether untroubled by the rebuke of conscience. Not a soul in Madame Beck's house, was above being ashamed of a lie; they thought nothing of it: to invent might not be precisely a virtue, but it was the most *venial* of faults. "J'ai menti plusieurs fois' formed an item of every girl's and woman's monthly confession: the priest heard unshocked, and absolved unreluctant. If they had missed going to mass, or read a chapter of a novel, that was another thing: these were crimes whereof rebuke and penance were the unfailing meed.¹³

キングズリはカトリック信徒が平気で嘘をつく理 由をその倫理神学に求める。彼によると、カトリッ ク倫理神学では、嘘によって隣人や神を傷つける等 の結果をもたらさないならば、嘘自体は単なる小罪 であって大罪ではなく、小罪を幾ら積み重ねても大 罪にはならない上、正当な理由を持つ虚偽は、もと もと罪とされないのであるから、軽い償いをしさえ すれば嘘は許されると安易に考えるカトリック信徒 がいたとしたら、彼等は常習的に嘘をつきかねない というのである。

But a lie is a *venial* sin, if it 'neither hurts our neighbour or God gravely or causes a grave scandal'; as no lie told in behalf of the Catholic faith can well do, though one wise Pope laid it down that it was a sin to tell a lie, even for the sake of saving a soul. But though it were a sin, the fact of its being a *venial* one seems to have gained for it, as yet, a very slight penance. Meanwhile, *as a thousand venial sins can never make one mortal one, a man may be a habitual liar all his life long*, without falling into mortal sin.¹⁴

一方、仮に、嘘を話し手が真であると考えてい るのと一致しない事柄を他人に伝達すること、と定 義するとしたら、嘘に伴う罪科は何も、話し言葉、 書き言葉に限らず、他の伝達手段を使った場合にも 生ずる可能性があると考えられる。即ち、仕草や行 動等で相手に偽りを伝達したり、本来の意図を隠す ために、相手にあいまいな仕草、行為をすることも できるのである。キングズリはコミュニケーション 上のこの種の虚偽についても、カトリック倫理神学 を厳しく批判する。

Moreover, though 'formal simulation', when 'one signifies by outward act something different to what he has in his mind', is illicit, as a lie, yet 'material simulation' or strategem, is not so. "For when one does something, not intending the deception of another, but some end of his own, then it is allowable on cause; although, from other circumstances, men might conjecture that the act was done for another end. So Joshua fled lawfully, not meaning fear, but that he might draw the enemy further from the city of Hai'. From which one can gather, that Romish casuists allow the same strategems to man against his neighbours, in peaceable society, which Protestant public opinion allows (and that with a growing compunction) only to officers in war, against the enemies of their country.¹⁵

キングズリの主張によると、パスカル『プロヴァ ンシアル」でも悪名高い、"Jesuit casuistry"がカト リック倫理神学で許容されるのは、前述の様に、嘘 ("formal lie")と虚言("material lie")を正当な理由が 存在するかどうかにより区別して、正当とされる理 由さえあれば、言葉による虚偽を許すからである。 同様に言葉以外の伝達行為の領域で、イエズス会士 的策略が許されるのも、仕草、行動による意志伝達 について、正当な理由があるかどうかで、"formal simulation"と "material simulation"を区別し、許 容されないものと、許容されるものを弁別するから である。キングスリは更に、単に正当な理由ばかり でなく、自分の目的のために"material simulation" を使ってもよいというのがカトリック倫理神学が教 えるところだと主張している。カトリックが罪科を 認めない"material simulation"は、プロテスタント 英国人にとって、戦時、敵に対して行使するのさ

え、ちゅうちょさせる種類の虚偽なのである。

さて、前述の通りマダム・ベックは作品中ルーシ ーからイグナチアと称されているが、これは勿論イ エズス会創立者イグナチオ・デ・ロヨラの女性形名 称である。マダム・ベックもまた、ヴィクトリア朝 英国人が嫌悪してやまない、言葉と行動による "Jesuit casuistry"を、倫理規範すれすれのところで 縦横無尽に駆使して、自らの目的を達成しようとす る。彼女はムッシュ・ボールとルーシーとの間を引 き裂くため、ムッシュ・ボールとルーシーとの間を引 き裂くため、ムッシュ・ボールの過去の恋人で、修 練女として亡くなったジュスティーヌ・マリとの経 緯、ムッシュ・ボールが現在置かれている境遇をそ れとなく知らせるために、イエズス会士シラー神父 と共謀、綿密な手筈を整えて、一見何の変哲もない 使いの用事をルーシーに託しマダム・ヴァルラバン のところへ行かせるのである。

Madame Beck's suddenly recollected message and present, my artless embassy to the Place of the Magi, the old priest, accidentally descending the steps and crossing the square, his interpositon on my behalf with the bonne who would have sent me away, his reappearance on the staircase, my introduction to this room, the portrait, the narrative so affably volunteered - all these little incidents, taken as they fell out, seemed each independent of its successor; a handful of loose beads; but threaded through by the quick-shot and crafty glance of *a Jesuit-eye*, they dropped pendant in a long string, like that rosary on the prie-dieu. ¹⁶

Villette中、このように本当の意図を隠しつつ、一 見もっともらしく、優しささえも擬装して、ルーシ ーを思う様に動かして当初の目的を達成するのは、 "this unlicked wolf-club muffled in the fleece"¹⁷の メンバーであるマダム・ベックとシラー神父の常套 手段だが、彼等が作品中縦横無尽に行使したコミュ ニケーションと行動上の不誠実、"material lies" "equivocations" "material simulations"のうち、主 なものをリストしてみよう。

最もあからさまな嘘は、マダム・ベックをはじめ 皆がついたもので、ムッシュ・ボールが 「アン ティギュア号」で西インド諸島に出帆するという 嘘。ムッシュ・ボールが これより後に出発する別 の便に予定変更したことを知りつつこの命題を発話 したマダム・ベックは、正当な理由のための虚偽を 言ったに過ぎず、罪科を問われない。もっともこの 嘘はもう少し手がこんでいて、かつて真であった命 題が偽の命題となった時点で、これを否定しなかっ たというもの。¹⁸

マダム・ベックの"material simulations"は、もっ と手汚ない。寄宿学校での最後の日には、ルーシー がムッシュ・ボールと別れを告げる機会を持つこと がないよう、物音を遮断した部屋にルーシーを呼び 出し、英語の仏訳をさせ、¹⁹これに失敗すると、二 人がもう少しで対面できる直前にマダムが二人の間 をふさいでしまう。²⁰更にルーシーがムッシュから 伝言を受け取った晩、彼女にアヘンを盛り、外出で きないように目論んだりという具合である。²¹

これらの不誠実は全て忠実なるカトリック信者の ムッシュ・ポールがルーシーと兄妹の契りを結んだ ことで、背教の危険に晒されており、ムッシュ・ポ ールをこの霊的危険から救い出す²²という正当な理 由によって ("ex justa causa")、カトリック教会が 許容する(と当時の反カトリック論壇が攻撃した)虚 偽なのである。しかしながら実際には、もともと ムッシュとルーシーの結婚を望まなかったこの三人 が(以前からムッシュを欲していたマダム・ベック は、嫉妬心から、ムッシュから援助を受けていたシ ラー神父とマダム・ヴァルラヴァンは経済的動機か ら)、たまたまマダム・ヴァルラヴァンが西インド 諸島に持っていた地所管理をめぐり利害の一致を見 たために、²³ルーシーとムッシュ・ポールを引き裂 くべく、とどこおりなくムッシュを西インドに派遣 するための策略なのである。

このように正当な理由さえあれば、普通なら絶対 に許されない不誠実が許されるのも、聖アルフォ ン・ソリグオーリやイエズス会神学者の、ややゆる やかな倫理体系を極端に誇張したものであり、

"Truth for its own Sake"をモットーとしたブロテ スタント英国反カトリック論壇が執ように批判した 点である。特定の行為が許されるか、それとも禁じ られるか、「自由」か「法」かの択一に関し良心に 疑いが生じた場合、自由の側の意見が、法の側の意 見と同程度に蓋然的であるならば、自由の側に従っ てよいとする同等蓋然説 ("aequiprobabilismus")を

唱えた聖アルフォン・ソリグオーリ、たとえ法の側 の意見がより薔然的であっても、自由の側の意見が 真に蓋然的であるならば、それに従ってよいとする 蓄然説を採用するイエズス会神学者は、いずれも人 間の倫理的生活に対し、あくまで罪の危険を避けつ つ、最大限の自由を保障しようとしたのである。24 セクションの最初でも述べた様に、これら倫理神学 の体系は、既に起きてしまった罪に対処するもので あり、実際の行動規範ではない点、聖アルフォン・ ソリグオーリもイエズス会神学者も、当時カトリッ ク教会を束縛していた厳しすぎる道徳律を主張する ヤンセニズムへの反動として、これらの倫理神学説 を主張した点が考慮されるべきである。こうした神 学史的文脈と、カトリック倫理神学の細かい点をい わば無視した偏見が、前述のCarlyleをはじめ、シャ - ロットにもいわば無意識のうちにあったのであ る。

IV. 告解の封印

さてルーシーはラバスクール国を"this land of convents and confessionals"²⁵と呼んでいるが、作 品中、マダム・ベックの寄宿学校も、その昔女子修 道院であったとされている他、このモデルとなった エジェ寄宿学校自体も創設当時から、エジェ夫人の おばでフランス革命から亡命して来た修道女が奉職 しており、ここの校風を決定したという。261749 年、教皇ベネディクト14世が禁域外で活動を行う女 子修道会を正式認可した後は、特にフランス革命後 のフランス、ベルギーで、従来の盛式誓願による女 子観想修道会よりも、この単式誓願による活動女子 修道会が著しい進展を示したと言われる。²⁷19世紀 に入りシャーロットが留学した頃には、"Sisters of Mercy"²⁸をはじめ、教育・看護等の活動を行う目的 で、独自の組織と資産を持ち、女性総長の下で中央 集権化したこれら活動女子修道会が、ローマ教皇直 轄の恩恵を受け、創立教区を越えて、海外宣教をは じめ国際的展開を繰り広げていた。 シャーロット 自身はこれを拒否しているが、彼女が理想とした自 立した独身女性としての生き方²⁹は意外にこういっ た形で、当時実現可能であったのかもしれない。

さてイグナチアならぬ、寄宿学校校長マダム・ ベックは言わば、修道院共同体の修院長であり、イ エズス会士も顔負けする程の行政手腕で共同体規律 を徹底させる。彼女は歩いても音をたてないスリッ パを履き、校内を幽霊の如く滑り("glide")ながら、 鏈穴から覗き、扉の陰で聞き耳をたてる。³⁰"not walk but glide"というのはヴィクトリア朝文学でイ エズズ会士を形容する常套手段であり、³¹また当時 の修道会では、個人宛ての手紙を検閲するのは格段 珍しいことでもなかったという。³²

Madame must have possessed high administrative powers: ... It is true that madame had her own system for managing and regulating this mass of machinery; and a very pretty system it was: the reader has seen a specimen of it, in that small affair of turning my pocket inside out, and reading my private momoranda."*Surveillance*," "*espionage*," these were her watch-words.³³

勿論マダム・ベックはただ単に個人のプライヴァ シーを監視しているだけではない。何らかの正当な 理由が存在すれば(あるいは正当に聞える理由をたて て)、真綿でくるんだ如く―見あたりさわりがないも のの、イエズス会士が講じるのと同じ精妙な術策で 介入し、自分の意図した目的を必ず達成するのであ る。以下に引用するのは、ミサに与らない事より は、嘘をつく事の方が悪いと、うっかり言ってし まったために、生徒と個人的に話す機会がある(ルー シーにとっては、そんなことはどうでもよかったの だが)際にはいつも、まるで申し合わせたかのよう に、同僚の教師かマダム・ベックが音もなく現れ て、ルーシーに監視の目を光らせる様子である。前 セクションで説明した様に、カトリック倫理神学 で、嘘は小罪と見倣されるだけなのに対し、ミサに 与らないのは敬神徳に違反する重い罪なのである。

In an unguarded moment, I chanced to say that, of the two errors, I considered falsefood worse than an occasional lapse in church attendance. The poor girls were tutored to report in Catholic ears whatever the Protestant teacher said. An edifying consequence ensued. Something - an unseen, an indefinite, a nameless something - stole between myself and these my best pupils: the bouquets continued to be offered, but conversation thenceforth became inpracticable. As I paced the alleys or sat in the verceau, a girl never came to my right hand but a teacher, as if by magic, appeared at my left. Also, wonderful to relate, Madame's shoes of silence brought her continually to my back, as quick, noiseless, and unexpected as some wandering zephyr.³⁴

マダムは、生徒のカトリック正統信仰を守るという 大義名分によって、ルーシーの神聖なるプライヴァ シーをじゅうりんするのをはばからない。「目に見 えない、不明瞭な、名状し難い何か」がルーシーと 生徒の間に介入して来るとルーシーは表現するのだ が、これは後にムッシュ・ボールとルーシーの間を 引き裂くため「ローマの霊的権威」が持つその不気 味な匿名性の蔭で、イエズス会士のシラー神父と、 この共同体のいわば上長であるマダム・ベックが画 策したあらゆる種類の手段の予型となっている。

また寄宿学校内で幾度か出現し、滑るように現れ 消えるため、一度はルーシーがマダム・ベックと間 違えた³⁵修道女の幽霊も、顔はないが、目だけは あって、ルーシーとムッシュ・ボールを監視する。

She stood mute. She had no face - no features: all below her brow was masked with a white cloth,; but she had eyes, and they viewded me.³⁶

この修道女もまた、ムッシュ・ボールが当初、"no good living woman - much less a pure, happy spirit - would trouble amity like ours"³⁷と言って いるにもかかわらず、二人の前に出現して、丁度、 教皇をはじめとするカトリック教会の「目に見えな い」「顔を持たない」霊的権威が観想修道女を禁域 内に幽閉する如く、ルーシーとムッシュ・ボールの 愛を抑圧するのである。

ルーシーとムッシュ・ボールを監視するのは、マ ダム・ベックと修道女の幽霊ばかりではない。告解 場の格子窓から監視の目を光らせる第三の人物は、 聴罪司祭のシラー神父である。 We were under the *surveillance* of a sleepless eye: Rome watched jealously her son through that *mystic lattice* at which I had knelt once, and to which M. Emanuel drew nigh month by month - the slideing panel of the confessional.³⁸

WolffeやBestも指摘する様に、ヴィクトリア朝ブ ロテスタントにとって、告解場の聴罪司祭は、個人 のブライヴァシーを侵害するばかりでなく、夫と 妻、父と娘の関係にも介入し、夫や父が妻や娘に対 して持つ家父長権を脅かす存在である。³⁹ローマ・ カトリックの霊的権威は、前述のラッセル卿が弾劾 した国家、個人のレベルばかりでなく、告解場を通 して、家庭生活の独立性と自由さえも抑圧するもの とされているのである。こうして"rival father"とし てのカトリック司祭は、英国ブロテスタントが憎悪 する、国王とローマ教皇への二重忠誠を、家庭内に まで持ち込む⁴⁰由々しき偽善者とされてしまうので ある。

Bernsteinも指摘する様に、これらヴィクトリア 朝反カトリック論壇による告解批判は、Villetteのプ ロットにも反映しており、⁴¹告解場を通して信徒は 監視され、プライヴァシーを侵害される上に、告解 場の聴罪司祭であるシラー神父もまた、夫と妻、ル ーシーとムッシュ・ボールの間に介入し、二人の間 を引き裂くのである。

The penitent had been with his director; permitted to withhold nothing; suffered to *keep no cornor of his heart sacred to God and to himself*; the whole narrative of our late interview had been drawn from him; he had avowed the covenant of fraternity, and spoken of his adopted sister. How could such covenant, such adoption, be sanctified by the Church? Fraternal communion with a heretic!⁴²

ルーシーとの愛に目覚める以前のムッシュ・ボー ルも、作品中、自らを信徒のイエズス会士と称し、 ⁴³部屋の格子窓から寄宿学校の共同体を監視する。 この格子窓が告解場の格子に準えてあるのは明らか だ。ルーシーは、カトリック信徒達が、こうした監 視行為にふけるのは、人間の魂に宿る本性を損ね、 他人のブライヴァシー侵害は、個人と神の間で守ら れるべき神聖な領域を侵す涜聖行為に他ならない と、ムッシュを糾弾する。

Monsieur, I tell you every glance you cast from *that lattice* is a wrong done to the best part of your own nature. *To study the human heart thus, is to banquet secretly and sacrilegiously on Eve's apples.* I wish you were a Protestant.⁴⁴

Villetteの中で告解が果たす役割をもう少し詳しく 見てみよう。まずは、シャーロット自身がブリュッ セル時代に体験した告解についてである。第二期留 学時代、妹エミリを英国に置いたまま、単身ブ リュッセル留学に戻ったシャーロットは、1843年の 聖母被昇天祭(8月15日)に始まった夏期休暇中、 たった一人取り残された寄宿学校で殆ど神経衰弱の 状態に陥る。ブリュッセル市内をまるで夢遊病者の 様に這回するシャーロットはある日、サン・ギュ デュール教会に足を踏み入れ告解をすることにな る。この時の状況を記した彼女の書簡を引用しよ う。

I took a fancy to change myself into a Catholic and go and make *a real confession* to see what it was like. ... a little wooden door inside the grating opened, and I saw the priest leaning his ear towards me. I was obliged to begin, and yet I did not know a word of the formula with which they always commence their confessions. ... I commenced with saying I was a foreigner and had been brought up a Protestant. ... but I determined to confess, and at last he said he would allow me because it might be the fist step towards returning to the true church. I actually did confess - *a real confession*.⁴⁵

改宗を叫ぶワイズマンをロンドンで垣間見た時と同様、シャーロットはここでも、自分の住所まで渡し てブロテスタントを改宗させたがるカトリック司祭 のあつかましさに驚く⁴⁶のだが、この経験は、作品 中、状況設定をはじめ殆どそのまま使用されてお り、夏期休暇中、知的障害を持つ生徒と寄宿学校に 取り残され、心身喪失状態のルーシーもまた通りが かりの教会でプロテスタントとして告解をする。 Lawsonはルーシーの魂の内でプロテスタント理性 が崩れた時、カトリックの告解に向ったと指摘して いる⁴⁷のは的を得ている。

I had not expected he would be [furnished with counsel fitting the circumstances]; but the mere relief of communication in an ear which was human and sentient, yet consecrated - the mere pouring out of some portion of long accumulating, long pent-up pain into *a vessel whence it could not be again diffused* - had done me good. I was already solaced.⁴⁸

告解を聞いたシラー神父も、カルメル会士、十字架 の聖ヨハネが『暗夜』で描いた様な、魂の浄化の暗 き道程をたどるルーシーの告白に感銘を覚え、必ず 自分の許に戻って来るよう連絡先を渡すが、シャー ロットの場合と同様、ルーシーも聴罪司祭の指示に 従わず、その権威に身を委ねない。ロザリオをつま 縁るカルメルー修道女として"Babylonish furnace" であるローマの権威に服することを拒否したのであ る。⁴⁹

BernsteinとLawsonは共に、"I showed him the mere outline of my experience"⁵⁰と、この場面で 告解内容が読者に隠されている点に注目する。 Bernsteinはそれを、語り自体を禁止されたルーシ ーのジェンダー性に帰し、⁵¹Lawsonは、ニューマ ンとキングズリの論争で浮き彫りとなった、真理を 隠し信頼できない語り手ルーシーの"cunning"とし て解釈する。⁵²しかし、本考察ではこれを、聴罪司 祭の守秘義務に背いて、ムッシュ・ボールの告解内 容を"ex justa causa"の名目の下、口外し、告解に よって得られた知識を使用したシラー神父への、ル ーシーの沈黙による批判であると解釈したい。" keep no cornor of his heart sacred to God and to himself", ⁵³ "To study the human heart thus, is to banquet secretly and sacrilegiously on Eve's apples", ⁵⁴ "a vessel whence it could not be again diffused"⁵⁵と、ルーシーが繰り返し告解によ るブライヴァシーの侵害を糾弾してやまないのは、 そのためである。

カトリック告解とテキスト化の関係について考察 してみよう。シャーロットとルーシーの告解は共 に、ブロテスタントが告白者であったため、カト リック秘跡論上は無効である。しかしシャーロット の書簡にあるように、ルーシーの告解も、神の御前 に行われた"a real confession"であるとすれば、本 来、告解内容は神とルーシーの間のみでテキスト化 されるべきものであって、ルーシーと聴罪司祭の 間、更にはルーシーと物語の読み手との間であって さえ、テキスト化されることを拒否するものなので ある。

即ち、告解は本来、聴罪司祭に対して行うもので はなく、神に対してなされるものであり、聴罪司祭 は単にキリストの代理人に過ぎず、地上の人間とし てこの告解を聞いている訳ではない。告解内容を口 外してはならないという聴罪司祭の守秘義務とは、 告解のテキスト化によって告解内容を対象化し、告 解場の外に持ち出すこと、もっと言えばそもそも、 告解は人間的レベルのテキスト化自体を拒否するも のなのだ。

従ってルーシーがその語りの中で、自分の告解内 容をテキスト化しなかったのは、告解が本来、告白 者と神の間以外のレベルでテキスト化されることを 拒否するものであり、このことを、ルーシーの沈黙 という形で、読み手の側のテキスト化を不可能にす ることにより主張したかったからである。

一方、聴罪司祭が、守秘義務を侵犯するのは涜聖 行為にほかならない。なぜなら告解内容を漏らす行 為は、ゆるしの秘蹟によって神の目から消滅した罪 を、再び存在させることとなり、告解の効力を侵犯 したことになるからである。告解の内容を漏らす司 祭はまた、本来人間として得た知識でない事柄を語 るため、嘘をついたことにもなる。

カトリック教会の伝承は、聴罪司祭の守秘義務 と、告解によって得られた知識の使用について厳し く規定している。尚、聴罪司祭の守秘義務を定める 現行教会法983条第1項では、「秘跡上の秘密は不可 侵」であり、「ことば又は他のいかなる方法をもっ てしても、またいかなる理由に基づいてもゆるしの 秘跡を受ける者を決して裏切ってはならない」とさ れ、告解によって得られた知識の使用については、 984条第1項「聴罪司祭は、漏洩の危険が全くない場 合でもゆるしの秘跡を受ける者に不利益を与えるお それのあるときは、告白によって得た知識の使用を 絶対に禁じられる」⁵⁶とされている。

19世紀のシラー神父は、少なくとも以下三つの規 定に示される様なカトリック教会の伝承に従わなけ ればならなかった筈である。古いものから順に見て いこう。まず、聴罪司祭の守秘義務とその罰則規定 を明確化した最初のものは、1215年に行われた第4 ラテラノ公会議の教令である。この公会議では、カ トリック信徒に、少なくとも年一回は告解に与り、 復活祭には聖体拝領をすることをすすめているが、 同時に告解場で告白された罪の内容、告白者の氏名 等を口外することを禁じている。聴罪司祭が守秘義 務を侵犯した際の罰則は非常に重い。

言葉、合図、その他のいかなる方法をもって、 絶対に罪人状態を示すことのないよう注意しな ければならない。もし助言を得るために相談し なければならない時には、告白者の名前を出さ ずに相談しなければならない。告白場で知った 罪を口外する者は、司祭の任務を解かれ、償い をするために永久に修道院内に留められなけれ ばならない。⁵⁷

具体的に守秘義務の対象となる事柄は、罪の内 容、罪の事情、共犯者の氏名等が含まれることに なっており、⁵⁸仮にルーシーの推測通り、ムッ シュ・ボールが、ルーシーとの間に交した兄妹の契 りを告解場でシラー神父に告白していたとしたら、 ⁵⁹祝祭の晩、シラー神父は、マダム・ベックとマダ ム・ヴァルラヴァンに対し、聴罪司祭の守秘義務に 違反して、告解内容を口外したことになる。即ち、 シラー神父が直接語った言葉、"My pupil ... if he remains in Europe, runs risk of apostacy, for he has become entangled with a hereticⁿ⁶⁰がそれに当 たるが、具体的にムッシュ・ボールの名前を挙げて いなくても、その場の状況で誰か推測される場合に は、守秘義務の違反となるのである。

更に告白者が共犯者のある罪を犯した際、聴罪司 祭は告白者から共犯者の名前を聞き出してはいけな いことになっている。⁶¹仮にムッシュ・ボールが告 解場で自発的に共犯者ルーシーの名前を言っていな いとしたら、この点でもシラー神父は聴罪司祭とし ての義務に反したことになる。 また、聴罪司祭の守秘義務とは独立に、告解に よって得た知識を告白者の不利益になるように使用 することは、これが禁じられている。教会伝承上こ れが最初に問題となったのは、修道会上長が告解に よって得た知識を会の運営等、外的支配に使ってよ いかどうかについてだが、この点については17世紀 まで、教会の上長者は、修道会の上長者も、教区司 祭の上長者も、外的支配に告白の秘跡から得た知識 を使っていた。しかし1590年イエズス会において、 告白者の不利になるような(告白によって得た)知識 の使用を禁止したのを受けて、クレメンス8世もこ れを禁止したのである。⁶²

在任中の上長、および上長に昇進した者は、自 分が聴罪師であった期間中に告白において知っ た他人の罪についての知識を、会の外的運営に 使うことなないように細心の注意を払わなけれ ばならない。⁶³

告解によって得た知識の使用一般については、教会 文書中、更に以下の規定も残されており、これは前 述の現行教会法984条第1項の基となっている。

[命題]「直接または間接に罪をもたらす危険が なく、改しゅん者に不利益を与える危険がない 時、そしてその知識を使用しないために、より 大きな危険がある時には、告白によって得た知 識を使うことができる」... [判決] 告告によっ て得た知識を改しゅん者の不利益になるように 使用するという上の命題を絶対に禁止する。た とえ制限と説明を加えても、告白によって得た 知識を使用してはならない。⁶⁴

告白者の不利益とは、告白者が受ける霊的、肉体的 (または経済的)被害とされており、⁶⁵シラー神父は この状況で、ムッシュ・ボールの背教による霊的被 害を回避するのを「正当な理由」と解釈して、彼が 被るその他の被害には目をつぶり、告解によって得 た知識を使用、マダム・ベックとマダム・ヴァルラ ヴァンの世俗的欲望を満たすのである。そもそもシ ラー神父が告解によって得た知識を何らかの形で使 用していなかったら、ムッシュ・ボールを西インド 諸島に派遣して、ルーシーとの間を引き裂こうとす る三人の陰謀はこれほど迅速に成立していなかった 筈である。

ルーシーは、シラー神父が犯した罪、すなわち倫 理規範すれすれのところで遂行された策略の数々 や、聴罪司祭の守秘義務違反、告解から得た知識を 告白者に不利になるよう使用した点等に関して、こ れをよく理解しており、その上で詩編103:11-12⁶⁶ を思わせるような以下のコメントを記している。し かしながらこの叙述は、この三人の陰謀の全容が発 覚するずっと前になされていて、シラー神父の行為 を直接糾弾する形ではなされていない点、語り手ル ーシーの抑制が利いている。

There is a Mercy beyond human

compassions, a Love stronger than his strong death which even you must face, and before it, fall; a Charity more potent than any sin, even yours; a Pity which redeems worlds, nay, absolves Priests.⁶⁷

最後に、セクションIIで述べた様に、ルーシーの 魂の内で勝利を納めた『真理』はまた、「信徒のイ エズス会士」と自称していた⁶⁸ムッシュ・ポールの 魂の内でも勝利を納める。この『真理』によって 「正当な理由」という名目であらゆる種類の嘘や言 い逃れを正当化するカトリック信徒の策略が無に帰 したばかりか、『真理』は、この二人がそれぞれ、 修道者さながら自らに課していた「不自然な」抑圧 から解放し、互いの魂に育んできた愛に、婚約とい う形を与えて、二人は、従順、貞潔、清貧の三つの 誓願から解かれる。ムッシュ・ポールは自ら購入し た住居兼学校をルーシーに託した上、この件につい ては、これまで彼の霊的指導者であり、言わば上長 として従順を誓っていたシラー神父にさえ語らな い。更にムッシュ・ポールは、カトリックの倫理規 範に関し、その危うさがどこから生じるのかについ て次のような洞察を加えるのだ。一見正当に見える 理由をねつ造して、嘘や策略、聴罪司祭の義務侵犯 を正当化するからくりについてである。

I should wish to write to you sometimes: it would not be well to have any uncertainty about the safe transmission of letters; and in the Rue Fossette - in short, *our Catholic discipline in certain matters - though* justifiable and expedient - might possibly, under peculiar circumstances, become liable to misapplication - perhaps abuse.⁶⁹

こうしてプロテスタント『真理』は、プロテスタン ト論争家が徹底的に攻撃してやまない、カトリック 倫理神学が持つとされた致命的欠陥を、ムッシュボ ールに自覚させるのである。

V. 結び

本考察では、シャーロット・ブロンテ晩年の作品 Villetteにおける反カトリシズムの諸相を論考した。 *Villette*執筆開始の時期と重なって、英国ではカト リック位階制の復興にともなう"No Popery"論戦が 開始されたが、当時反カトリック論壇が展開した教 皇制、告解、倫理神学に関する批判点の多くがこの 作品に反映されているのを見た。復興カトリック位 階制の長、ワイズマンがローマから持ち帰った大陸 ウルトラモンタニズムへの反感 - 感情に訴える宣 教活動、感覚的礼拝様式 - そして何にもまして、 ローマの霊的支配への反感は、作品中ルーシーがこ れらを 『嘘』、『虚偽』と呼んでいるばかりでな く、「正当な理由」という名目の下、言葉と行動に よる様々な不誠実を許容するとされたカトリック倫 理神学への痛烈なパロディーが、マダム・ベック、 シラー神父の言動を通して成立しているのである。 また、告解の本質規定についての考察から、ルーシ -の告解内容が何故、明らかにされないのかについ て、新たな光を当てる可能性があることにも言及し た。こうしたカトリックの『嘘』と『虚偽』は、ル ーシーとムッシュ・ボールの『真理』への覚醒によ り、打ち砕かれていくのである。

註

*文中イタリックは全て本考の著者による。

1. Best, op. cit., pp.122-123.

2. Charles Kingsley, "A Review of Froude's *History of England*, vols. vii. and viii." *Macmillans's Magagine* 9: (January 1864)
p. 216. reprinted in John Henry Newman,

13 VIlette SHE I. 99-100.

14. Kingsley, "What, then, does Dr.

Apologia Pro Vita Sua. Martin J. Svaglic ed. (Oxford: Clarendon Press, 1967) 341.

3. Kate Lawson, op. cit., p. 57.

4. Charles Kingsley, "What, then, does Dr. Newman Mean?" reprinted in Svaglic ed., op. cit., pp. 372, 381-382.

5. John Sharp, "The Influence of St Alphonsus Liguori in Nineteenth-Century Britain," *The Downside Review* 101 (1983): 66.

6. Ibid., pp. 62, 66-67, 70-71, 73.

7. Kinsgley, "What, then, does Dr. Newman Mean?" p.363.

8. John Henry Newman, *Apologia Pro Vita Sua*. Martin J. Svaglic ed. (Oxford: Clarendon Press, 1967) pp. 244-245, 303-304, 445-447, 459-464, etc.. Josef L. Altholz, "Truth and Equivocation: Liguori's Moral Theology and Newman's *Apologia*," *Church History* 44 (1975): 77.

9. Newman, Apologia, pp. 309-310. この点に ついてはAltholz. op, cit., p. 80. Sharp, op. cit., p. 71も参照。尚、文中"without meaning any disrespect of a great Saint"とあるのは、仮にニュ ーマンが忠実なカトリックであれば、聖座が正統性 を認めた「聖」リグオーリの倫理教説を全て受け入 れる筈であるし、また一方、リグオーリの倫理教説 について、倫理性を欠くとして、これを拒否するな らば、ニューマンが真正 なカトリックではあり得 ないとキングズリが論駁した("What, then, does Dr. Newman Mean?" p.372)のに対するニューマ ンの解答である。ニューマンは、1831年、倫理問題 における聖アルフォンソ・リグオーリの権威に関し て見解を求めるベザンソンの大司教に宛てた教皇庁 内赦院の解答 (DS 2725-2727)と、ベネディクト14 世が、列福のためには、神学上のけん責を受けな かった者という条件で十分であるとした点を根拠 に、リグオーリの教説の一部に反対したからといっ て、聖座の権威に反対したことにはならないと主張 している (Apologia pp. 304-306, 447-449)。こ の点についてもAltholz. op, cit., p. 80参照。 10. Newman, Apologia p. 244.

11. Ibid., pp. 247, 309.

12. Altholz, op. cit., p. 77. Kingsley, "What, then, does Dr. Newman Mean?" p.384.

Newman Mean?" pp. 382-383. 15. Ibid. 16. Villette, SHE II. p. 182. 17. Ibid., SHE II. p. 209. 18. Ibid., SHE II. p. 275. 19. Ibid., SHE II. p. 247. 20. Ibid., SHE II. pp. 248-249. 21. Ibid., SHE II. p. 255. 22. Ibid., SHE II. p. 271. 23. Ibid., SHE II. pp. 270-271. イエズス会士が 財産目当ての陰謀を企てるというのはヴィクトリア 朝小説の常套的プロットである。この点について 12. Margaret M. Maison, The Victorian Vision: Studies in the Religious Novel (New York: Sheed and Ward, 1961) 169-182. Robert Lee Wolff, Gains and Losses: Novels of Faith and Doubt in Victorian England (New York: John Murray, 1977) 31-41, passim.参照のこと。 24. 稲垣良典、 「蓋然説」『新カトリック大事 典』第1巻 (研究社、1996年)1019-1020. この二つ の蓋然説については、Théodule Rey-Mermet, Alphonsus Liguori: Tireless Worker for the Most Abandoned (New York: New City Press, 1989) 465-483も参照のこと。 25. Ibid., SHE I. p. 122.

25. 1010., SHE I. p. 122.

26. Gérin, op. cit., pp. 191-192.

27. 単式誓願による女子修道会については、Susan O'Brien, "*Terra Ingognita*: The Nun in Nineteenth-Century England," *Past and Present* 121(1988): 110-116. Susan O'Brien, "French

Nuns in Nineteenth-Century England," Past and Present 154(1997): 142-145.

28. Villette, SHE I. p. 257.

29. Lives, SHE II. p. 77. Miss Wooler宛1846 年1月30日付書簡。Dianne F. Sadoff, Monsters of Affection: Dickens, Eliot & Brontë on Fatherhood (Baltimore, Maryland: The John Hopkins University Press, 1982) 155も参照。

30. Villette, SHE I. p. 88.

31. Maison, op. cit., p. 172.

32. Maria G. McClelland, "The First Hull Mercy Nuns: A Nineteenth Century Case Study,"

Recusant History 22 (1994): 209. 33. Villette, SHE I. p. 87. 34. Ibid., SHE I. p. 102. 35. Ibid., SHE II. p. 3-4. 36. Ibid., SHE II. p. 59. 37. Ibid., SHE II. pp. 201-202. 38. Ibid., SHE II. p. 203. 39. Wolffe, op. cit., p. 123. Best. op. cit., pp. 136-137. この点については、Paz, op. cit., p. 276も参照。 40. Best. op. cit., p. 136. 41. Bernstein, op. cit., pp. 53-55, 61-62. 42. Villette, SHE II, p. 209. 43. Ibid., SHE II. p. 148. 44. Ibid., SHE II. p. 146. 45. The Letters of Charlotte Brontë, with a selection of letters by family and friends Volume I: 1829-1847 Margaret Smith ed. (Oxford: Clarendon Press, 1995) 329-330. Emily J. Bronte宛1843年9月2日付書簡。 46. Ibid., p. 330. 47. Lawson, op. cit., p. 55. 48. Villette, SHE I. pp. 203-204. 49. Ibid., SHE I. p. 205. 50. Ibid., SHE I. p. 203. 51. Bernstein, op. cit., p. 69. 52. Lawson, op. cit., p.57.

53. 註42参照。

54. 註44参照。 55. 註48参照。 56. 『カトリック新教会法典』日本カトリック司教 協議会教会行政法制委員会訳(有斐閣、1992年) 533. 57. H. デンツィンガー・A. シェーンメッツアー 編 『カトリック教会文書資料集』 浜 寛五郎訳 (エンデルレ書店、1974年) DS814. 以下DSと略 し、文書番号で示す。 58. A. ファン・コール 『倫理神学概論』 浜 寛五 郎訳 (エンデルレ書店、1976年) 342. 59. 註42参照。Villette, SHE II. p. 209. 60. Villette, SHE II. p. 271. 61. DS 2543-2544 1745年ベネディクトス14世小 勅書 Suprema omnium Ecclesiarum. 62. A. ファン・コール上掲書 p. 349. 63. DS1989. クレメンス8世1593年教令。 64. DS2195. 1682年検邪聖省教令。 65. A. ファン・コール上掲書 p. 349. 66. 「主はわたしたちを罪に応じてあしらわれるこ となく/わたしたちの悪に従って報いられることも ない。天が地を越えて高いように/慈しみは主を畏 怖れる人を越えて大きい。1 (新共同訳) 67. Villette, SHE II. p. 218. 68. 註43参照。 69. Ibid., SHE II. p. 299.

(受理 平成10年3月20日)